

株式会社中西商店における

産業廃棄物処理施設維持管理基準の対応表

	維持管理基準	実施
共通	i. 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該敷設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析または計量を行うこと。	受け入れる産業廃棄物は建設工事より発生する木くず（廃材、伐採等）で、受け入れる際には都度計量室にて計量の上、荷台の廃棄物を目視でチェックし、記録を行います。
	ii. 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	廃棄物の投入については、処理能力を超えないよう、投入者が燃焼温度をチェックのうえ、投入機のフォークの一つかみ分の量を確認しながら投入します。
	iii. 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	処理物が木くずであるため、流出することはないが、保管基準を守ります。
	iv. 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	作業前点検及び月次の定期点検を行い記録、又は不具合が出れば都度補修を行っております。
基準	v. 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	保管基準を守り、長期に保管しません。
	vi. 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	害虫が発生しやすい廃棄物は持ち込みません。
	vii. 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	振動、騒音が発生しやすい排風機については防音壁で囲い、また、ベアリングは定期的にグリスアップを行います。
	viii. 施設から排水を放流する場合はその水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設からの排水はありません。
基準	ix. 施設の維持管理に関する点検、検査その他の敷設の記録を作成し、3年間保存すること。	運転記録表、温度記録、CO-O2計記録は3年間以上保管します。

株式会社中西商店における

産業廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理基準の対応表

	維持管理基準	実 施
個	a. ピットクレーン方式によって燃焼室に廃棄物を投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	油圧ショベルのフォークで均一に混合した上、定量の木くずを自動投入装置にて燃焼室に自動投入する方式です。
	b. 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。 ただし、「ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設」及び「1時間当たりの処理能力が2 t未満の焼却施設」にあつてはこの限りではない。	燃焼室への投入は外気と遮断した密閉状態で、プッシャーにて自動で投入します。
	c. 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあってはこの限りではない。	焼却灰は炉床エア調整により熱しゃく減量10%以下になるよう努めます。又、定期的に分析に出しチェックを行います。
別	d. 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転前に一定時間助燃装置を作動させますが、連日運転の場合は、炉体が不定形耐火材仕様で炉体容積が大きく、前日の熱エネルギーが炉壁に蓄熱されているため、投入を開始すると速やかに摂氏800度以上に上昇します。
	e. 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合は炉温を高温に保ち、炉床送風のエア量を大きくさせて、高温で燃焼しつくします。
	f. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	連続的に測定する温度計及び排ガスを分析記録する装置を設けており、常時記録測定します。
基	g. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね、摂氏200度以下に冷却すること。 ただし集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にはこの限りではない。	弊社はスクラバー方式をとっており、すみやかに100度以下まで冷却することができます。
	h. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（「g」のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ記録すること。	スクラバー出口に温度計を設け、常時排ガス温度と分析データを記録します。
	i. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	定期的に行います。（灰出し時）
準	j. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるように廃棄物を焼却すること。	極めて炉体が大きく、熱エネルギーが炉体全体に蓄熱されているため安定した燃焼が行われ概ね100ppm（平均）以下で焼却します。
	k. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。	常時測定記録しております。

個	l. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二（第十二条の七関係）の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。	常に 800度以上の燃焼（850～1000度） 200度以下への急冷（100度以下） を遵守します。
	m. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る）を6ヶ月に1回以上測定し、かつ記録すること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、大気汚染防止法に定められた項目及び周期での定期測定を実施します。
	n. 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	設備の定期点検及び定期校正等を実施し、各機器が正常な状態を維持すると共に日常運転管理を行うことで排ガスの排出規制値を維持するように努めます。
別	o. 煙突から排出される排ガスを、水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障がないようにすること。	冷却水は密閉の処理水槽に貯留し運転中循環させ、冷却水に使用します。又、灰出し時にはこり飛散防止用に灰ピット内で灰に散水し管理型処分場にて処理します。尚、灰ピットは外部に流出しない密閉構造です。
	p. ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。 ただし当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備に用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合はこの限りではない。	分離して排出、貯留します。
	q. ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	弊社は、ばいじん、焼却灰の溶融は行いません。
基	r. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	同上
	s. ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあってはばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	弊社はセメント固化薬剤処理は行いません。
	t. 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	各所に消火器をもうけ、散水装置も備えております。（別紙参照）
準	u. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	炉内上部に温度計を設置し常に燃焼温度を管理（850～1000度）を行い炉頂部に2次燃焼炉をもうけバーナーにて温度保障を行います。